

令和5年度 文教委員会資料

【議案第166号】

川崎市個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の
一部を改正する条例新旧対照表

参考資料2 特定非営利活動法人の条例指定制度について

参考資料3 削除する特定非営利活動法人の概要について

市 民 文 化 局

(令和5年11月22日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p>平成24年12月14日条例第53号</p> <p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p>			<p>○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例</p> <p>平成24年12月14日条例第53号</p> <p>川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。</p> <p>別表</p>		
	名称	主たる事務所の所在地		名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地-704	1	特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地-704
2	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1,124番地2	2	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1,124番地2
			3	特定非営利活動法人秋桜舎	川崎市多摩区三田2丁目5番地3
			4	特定非営利活動法人ぐらすかわさき	川崎市中原区新城5丁目2番13号
3	特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター	川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号	5	特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター	川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号
4	特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー	川崎市中原区今井南町28番41号	6	特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー	川崎市中原区今井南町28番41号
5	特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2	7	特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地の2
6	特定非営利活動法人かわさき創	川崎市多摩区中野島6丁目29番	8	特定非営利活動法人かわさき創	川崎市多摩区中野島6丁目29番

改正後			改正前		
	造プロジェクト	1号新多摩川ハイム4号棟101		造プロジェクト	1号新多摩川ハイム4号棟101
<u>7</u>	NPO法人くるみー来未	川崎市中原区上平間1,264番地3	<u>9</u>	NPO法人くるみー来未	川崎市中原区上平間1,264番地3
<u>8</u>	特定非営利活動法人NPOレインボー	川崎市川崎区大師町6番7号	<u>10</u>	特定非営利活動法人NPOレインボー	川崎市川崎区大師町6番7号
<u>9</u>	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎	川崎市多摩区登戸2,981番地	<u>11</u>	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎	川崎市多摩区登戸2,981番地

特定非営利活動法人の条例指定制度について

平成23年の地方税法の改正により、NPO法人への寄附を促すため自治体が条例において個別に指定したNPO法人を個人住民税の寄附金税額控除の対象とする「条例指定制度」が創設されたことを受け、本市では平成24年6月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」を制定するとともに、同年12月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」を制定しました。

1 条例指定制度の概要

- 個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を都道府県又は市区町村が条例で指定
- 制度導入や指定の基準の設定等は各自治体の裁量
- 指定に当たっては、法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に規定

2 本市における指定基準(概要)

NPO法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの視点での基準を条例・規則で設定しています。

「公益要件」

(1) 市内における公益的活動の実績

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。

(2) 地域における支持

その法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の数で客観的に判断することを基本とし、

次のいずれかを満たすこと

- ① 年間3,000円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均50人以上
- ② 年間1,000円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均100人以上
- ③ 認定NPO法人であること(本市の条例指定を経て認定を取得した法人を除く。)

「運営要件」

- ① 運営組織及び経理が適切であること
- ② 事業活動が適正であること
- ③ 情報公開を適切に行うこと
- ④ 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること
- ⑤ 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑥ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

3 条例指定を受ける主なメリット

- 本市の指定を受けると、個人がその法人に寄附した場合、個人住民税（市民税8%）の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。（その法人が神奈川県から条例指定されている場合、県民税2%の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。）

例：個人が1万円を寄附した場合の市民税の控除額

$$\{10,000円 - 2,000円（適用下限額）\} \times 8\% = 640円$$

- 法人の事務所がある自治体において指定を受けると、認定NPO法人制度^(※1)の基準の中で最も難しい基準と言われているパブリック・サポート・テスト^(※2)を満たします。

※1 一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等多様な税制上の優遇措置を付与することにより、そのNPO法人への寄附を促し、活動を支援する制度

※2 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを示す指標

4 指定手続の流れ

1 事前相談	提出書類等の確認
2 指定の申出期限	年2回（1月末、7月末）
3 縦覧	申出書受付後、1か月間「情報プラザ」で公開
4 審査	書類審査→ヒアリング・法人事務所での調査等→審査会による審査
5 条例議案	審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した条例議案を提出
6 指定	上記条例の施行日に指定NPO法人となります。

5 川崎市指定特定非営利活動法人審査会

- ・川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の規定に基づき設置
- ・学識経験者並びに市民活動に関する知識及び経験を有する者6名以内で構成し、指定の申出内容の審査及び指定の適否を市長に答申

【参考：寄附金控除の概要について】

認定を受けていれば：所得税税額控除 40%※₁
市の指定を受けていれば：市民税税額控除 8%※₂
県の指定を受けていれば：県民税税額控除 2%※₃

} 最大50%の税額控除

※1：所得税法78条（租税特別措置法41条の18の2によるみなし適用）

※2：地方税法314条の7第1項3号又は4号（市条例による指定）

※3：地方税法37条の2第1項3号又は4号（県条例による指定）

削除する法人の概要

(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン シュウオウシャ				
法人名称	特定非営利活動法人 秋桜舎				
主たる事務所の所在地	川崎市多摩区三田2丁目5番地3	その他の市内の事務所の所在地	なし	所轄庁	川崎市
代表者氏名	渡辺 ひろみ	設立年月日	平成11年10月12日		
定款に記載された目的	この法人は、川崎市多摩区、宮前区及びその周辺に在住する高齢者及び中高年の中途障害者に対して、その介護に関する事業を行う、あわせて子育て中の保護者に対し、保育事業を行うことで子育て支援を行うと同時に、地域がより住みよいまちとなるよう、まちづくりに関する事業を実施し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。				
活動分野	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 子どもの健全育成を図る活動				
定款に記載された事業	(1) 特定非営利活動に係る事業 ①介護保険法に基づく居宅サービス事業 ②介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 ③介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ④介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び第1号事業 ⑤介護保険法に基づく介護予防支援事業 ⑥行政の福祉・介護事業等の受託事業 ⑦独居又は病弱の高齢者等に対する給食宅配事業 ⑧高齢者及び中高年の中途障害者等を対象とする日帰り介護事業及び訪問介護事業 ⑨高齢者の福祉に関する情報提供等の事業 ⑩高齢者への生活支援事業 ⑪児童福祉に関する保育事業 ⑫住みよいまちづくり事業 ⑬その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 (2) その他の事業 ①物品販売事業 ②スペース貸出し事業				

削除する法人の概要

(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン グラスカワサキ				
法人名称	特定非営利活動法人 ぐらすかわさき				
主たる事務所の所在地	川崎市中原区新城5丁目2番13号	その他の市内の事務所の所在地	なし	所轄庁	川崎市
代表者氏名	小林 寛志	設立年月日	平成13年6月22日		
定款に記載された目的	<p>この法人は、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、主体的に問題を解決していく、その活動を応援する。</p> <p>また、障がいの有無にかかわらず、大人も子どもも生き生きと暮らし働ける地域社会の創出を目指し、開かれた場をつくる。</p>				
活動分野	<p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(3) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(4) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>				
定款に記載された事業	<p>(1) 市民活動やコミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施</p> <p>(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」の実施</p> <p>(3) 市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施</p> <p>(4) 子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施</p> <p>(5) 以上の事業に関わる調査・研究及び情報の収集・提供</p> <p>(6) その他、この法人目的を達成するために必要な事業の企画・実施</p>				